

那覇市石嶺公民館軽貨物自動車の賃貸借契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市石嶺公民館軽貨物自動車の賃貸借契約
- (2) 契約期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日(60か月)
- (3) 入札物件 軽貨物自動車1台
- (4) 仕様等 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 納入場所 那覇市石嶺公民館
- (6) 納入期限 令和8年9月1日
- (7) 特記事項 この入札に係る契約には次の条件を付す。
 - ア 当該契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条の規定に基づく長期継続契約であること。
 - イ 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
 - ウ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除を行う場合があること。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格を有していること。
- (4) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ)でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 本市法制契約課が管理する「令和8・9年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に、希望業種がリース業として登録されている者であること。
 - (6) 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、本市を含む沖縄県内の官公署との間で同等規模の車両賃貸借契約を2件以上（同一の官公署におけるものも可。）締結し、又は締結中であり、これらのすべてを誠実に履行し、又は履行中であること。
 - (7) 本市内に本店、支店等を有していること。

3 契約条項を示す場所 本市ホームページに掲載

4 本案件に関する質問・回答

入札説明会は実施しないため、入札についての質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、「12 問い合わせ先」の那覇市石嶺公民館宛てメールまたはFAXにて提出し、必ず確認の電話をすること。

- (1) 提出期限：令和8年7月9日（木）午後5時
- (2) 回答方法：令和8年7月13日（月）正午までに那覇市ホームページに掲載する。

※ 質問の提出がない場合は、ホームページへの掲載は行わない。

5 入札参加申請方法

- (1) 本件入札の参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア（様式1）入札参加資格確認申込書

イ（様式2）契約実績証明書（※ 契約書の写しを添付すること）

ウ（様式3）応札車両確認明細書

（※ 仕様が確認できるカタログの写し等を添付すること）

- (2) 提出期限：令和8年7月14日（火）午後5時

- (3) 提出方法

「12 問い合わせ先」の那覇市石嶺公民館へ直接持参またはメールにて提出すること。

メールで提出する際は送信後、必ず確認の電話をし、原本は入札時に提出すること。

- (4) 結果通知：令和8年7月15日（水）午後5時までに担当者宛てメールにて通知する。

- (5) その他

ア 提出期限までに書類を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者の入札への参加は認めない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外に使用しない。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年7月17日（金）午後3時半

- (2) 場 所：那覇市石嶺公民館 2階 第1学習室 即時開札

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）

イ 委任状（本市様式） ※代理人が入札する場合のみ

(4) 入札書の記載方法

入札書には、賃貸借期間における賃借料の総額で消費税及び地方消費税は含まない金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定により免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額の100分の5以上の額を那覇市に納付しなければならない。

8 契約保証金

那覇市契約規則第30条第3号により免除する。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (7) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

11 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書、契約書（案）、入札心得等を熟読し入札に臨むこと。

(2) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、入札は延期となる場合がある。延期後の日時は、追って本市ホームページに掲載する。

12 問い合わせ先

那覇市教育委員会 中央公民館 石嶺公民館グループ (担当: 山口)
〒903-0804 那覇市首里石嶺町2丁目70番地9 (石嶺文化スポーツプラザ)
電話: 098-917-3447 FAX: 098-835-5102
Eメール: e-s-kou0015@city.naha.lg.jp (0015は数字)